

資料 3

福祉環境委員会
(保健福祉局)
令和2年2月19日

令和元年度 認知症に関する施策の実施状況について

目 次

1 はじめに	P. 1
2 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例に関する施策の実施状況	
(1) 認知症「神戸モデル」の実施状況	P. 2
(2) 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の推進	P. 8
3 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の開催状況	P. 9
4 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例	P. 10

1 はじめに

「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例(平成30年4月1日施行)」第13条に基づき、令和元年度の本市における認知症に関する施策の実施状況について報告する。

2 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例に関する施策の実施状況

(1) 認知症「神戸モデル」の実施状況

○認知症「神戸モデル」の概要

認知症「神戸モデル」とは、診断助成制度と事故救済制度を組み合わせて実施し、その財源は、超過課税の導入により、市民の皆様から広くご負担いただくこととする取り組み。

«診断助成制度（平成31年1月28日開始）»

①認知機能検診（第1段階）

- 内 容：認知症の疑いの有無を診る。

※認知症疑い有りの方には精密検査（第2段階）を勧奨（紹介状交付）。

※受診者全員に運転免許自主返納の啓発リーフレットを配布

- 実施場所：地域の医療機関で個別実施（令和元年12月現在 421箇所）。

- 費用：受診料は無料

※受診券の申込み必要（電話、ファックス、郵送、ホームページ）。

- 検査ツール：改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）

問診票①（日常生活動作評価として地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート（DASC-21）を使用）

問診票②（認知症の周辺症状等のチェック）

②認知機能精密検査（第2段階）

- 内 容：認知症の鑑別診断

※アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、

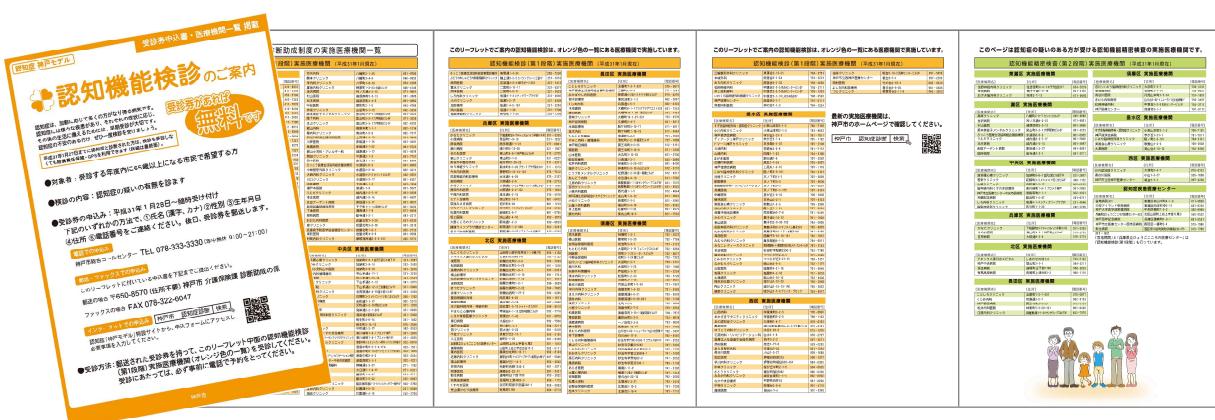
その他の認知症の病名、軽度認知障害（MCI）、認知症ではない方に分けて診断。

- 実施場所：専門の医療機関で保険診療により実施（令和元年12月現在 65箇所）

- 費用：保険診療の自己負担分を後日申請により返還。

- 主な検査：画像検査（頭部CTあるいは頭部MRI）、神経心理検査（MMSE等）、

血液検査、日常生活動作評価



認知機能検診のご案内（中面に医療機関一覧掲載）

《事故救済制度（平成31年4月1日開始）》

○認知症と診断された方が対象

①賠償責任保険に市が加入（保険料を市が負担）

②事故があれば、24時間365日相談を受付

じこきゅうさいこうべ

※事故救済センター 0120-259315（フリーダイヤル）

③非常時のかけつけ（捜索）サービスを含むGPS（衛星利用測位システム）の導入支援

※月額利用料金は別途発生

○全神戸市民が対象

④認知症の人が起こした事故で被害に遭われた方に、見舞金を支給

【①賠償責任保険と④見舞金の内容】

「見舞金（給付金）制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

（i）見舞金（給付金）

ア 被害者（市民）の場合

- ・死亡（最高3千万円）、後遺傷害（最高3千万円）、入院（最高10万円）、
通院（最高5万円）、財物損壊（最高10万円）、休業損害（最高5万円）

※火事の類焼被害があった場合は上乗せ有り

（1世帯当たり最高30万円・1事故最高1,000万円）。

イ 被害者（市外）の場合

- ・見舞金（最高10万円）

（ii）賠償責任保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

- ・賠償責任保険（最高2億円）

（iii）傷害死亡・後遺障害保険（認知症と診断された人で事前登録が必要）

交通事故（自動車事故対象）、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給

- ・死亡（100万円）、後遺障害（42万円～100万円）

※（i）と（ii）は自動車事故対象外

《神戸モデルの費用と財源》

神戸モデルの事業費

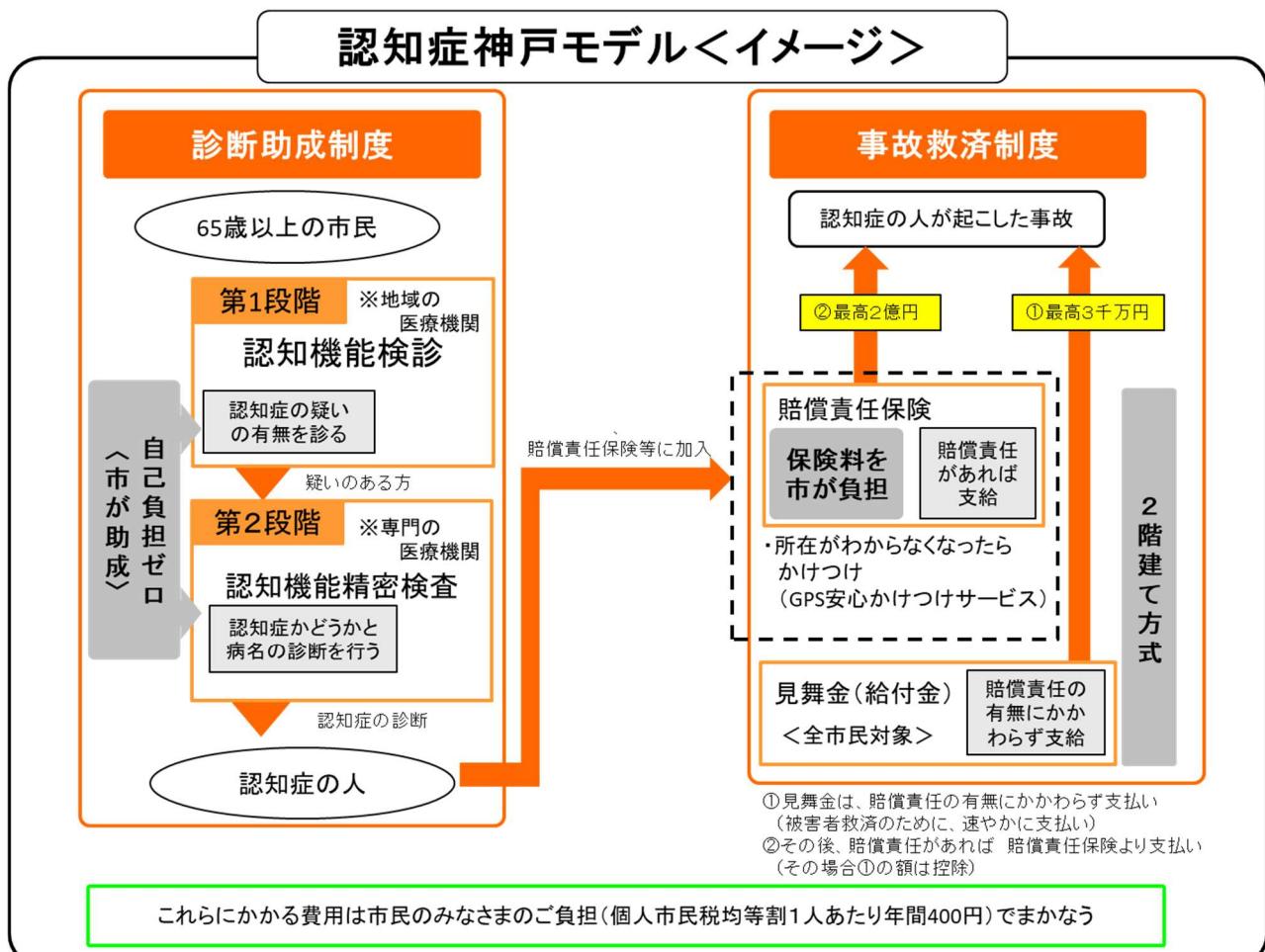
(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	合計
診断助成制度	42	94	198	175	509
事故救済制度	-	111	112	175	398
	42	205	310	350	907

※ 平成 30 年度は決算額、令和元年度・2 年度は予算額、令和 3 年度は計画額

神戸モデルの財源

神戸モデルがスタートする令和元年度から、市民税均等割（平成 30 年 3,500 円）に 1 人あたり年間 400 円（月当たり約 34 円）を上乗せ。



○診断助成制度の実施状況

《認知機能検診（第1段階）》

受診状況（令和元年10月末まで）

- ・受診者数 11,043人
- (結果内訳) 疑い有り 3,314人 (30.0%)
- 疑い無し 7,729人 (70.0%)

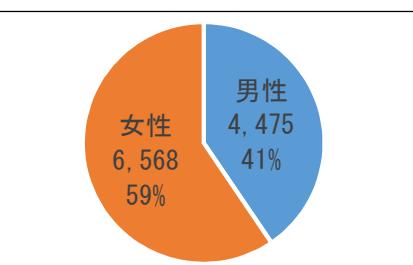
[参考] 申込み人数：11月末時点 11,492人

(75歳以上の方（約23万人）には、順次受診券を発送)

【男女別受診者数】

(単位：人)

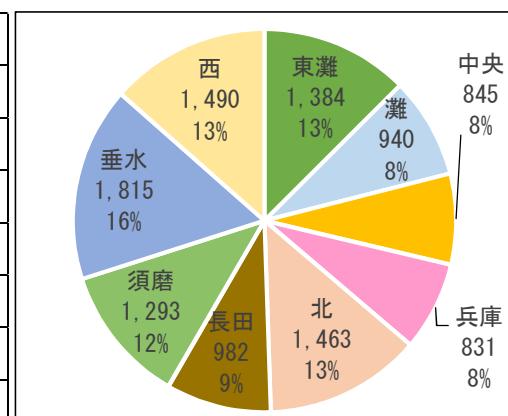
	受診者	65歳以上(全市)
男性	4,475(40.5%)	182,702(42.7%)
女性	6,568(59.5%)	245,254(57.3%)
計	11,043	427,956



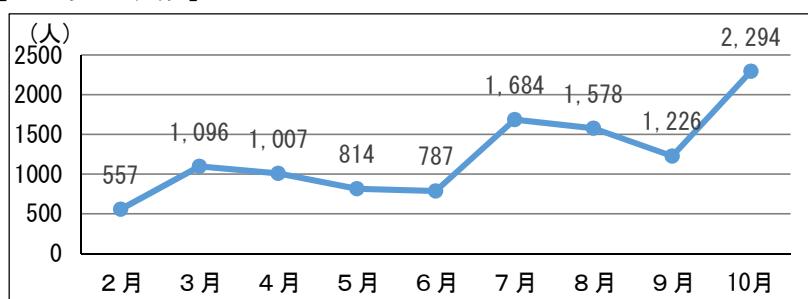
【居住区別受診者数】

(単位：人)

	受診者	65歳以上(全市)
東灘	1,384(12.5%)	51,729(12.1%)
灘	940(8.5%)	34,098(8.0%)
中央	845(7.7%)	32,479(7.6%)
兵庫	831(7.5%)	31,418(7.3%)
北	1,463(13.2%)	65,661(15.3%)
長田	982(8.9%)	32,706(7.6%)
須磨	1,293(11.7%)	51,368(12.0%)
垂水	1,815(16.4%)	65,217(15.2%)
西	1,490(13.5%)	63,280(14.8%)
計	11,043	427,956



【月別受診者数】



《認知機能精密検査（第2段階）》

受診状況（令和元年10月末まで）

・受診者数	2,231人
（結果内訳）認知症	1,340人（60.1%）
軽度認知障害（MCI）	585人（26.2%）
認知症でない	306人（13.7%）

○事故救済制度の実施状況（令和元年11月末まで）

- ・支給件数3件（賠償責任保険1件、見舞金（財物損壊給付金）2件）
 - ※神戸モデルの賠償責任保険加入者数 3,645人
 - ※見舞金（給付金）制度は、申込み不要
- ・G P S安心かけつけサービス契約者数 100人
 - ※かけつけサービス利用数 2件

○診断後支援の充実

《認知症疾患医療センターでの専門医療相談・日常生活支援相談窓口の開設》

令和元年5月より、認知症医療提供の拠点である認知症疾患医療センター（市内に7箇所設置。政令指定都市で最大数）に臨床心理士、作業療法士、精神保健福祉士等の専門職を増員配置し、診断後の専門医療相談・日常生活支援相談を開始。

【相談件数】4,504件（診断後相談：3,278件）（令和元年10月末時点）

※前年度の認知症疾患医療センターにおける相談件数の約2倍（昨年度は診断前の対応のみであったため。）

《認知症サロンの実施》

認知症疾患医療センターにおいて、認知症の人の状態に応じた対処についての学習の機会の提供や、認知症の方本人同士や家族同士の交流などを行う認知症サロンをモデル実施。

○その他

《こうべオレンジダイヤルの開設》

認知症神戸モデルが本格実施に併せて、市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、平成31年4月1日から、認知症の総合電話相談窓口「こうべオレンジダイヤル」を開設。相談内容に応じて、市内で実施している介護情報の提供や、適切な機関の紹介、関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携を行うほか、必要に応じて、初期集中支援チームと連携して対応を行っている。

【相談件数】 580件（令和元年12月末時点）

《介護保険関連での実態調査》

介護保険の要介護認定を受けていない 65 歳以上の方を対象とする「健康とくらしの調査」(対象者約 1 万 6 千人) と、要介護認定を受けている 65 歳以上の方を対象とする「在宅高齢者実態調査」(対象者約 7 千 8 百人) において、認知症神戸モデルの周知度を把握。

- ・調査実施時期 令和 2 年 1 月～ 3 月

《調査研究事業》

厚生労働省との連携により、事故救済制度の賠償責任保険加入者のうち無作為抽出した 1,000 人を対象にアンケートを実施（賠償責任保険加入後の気持ちの変化等）。

- ・調査実施時期 令和元年 12 月～ 2 年 3 月

(2) 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の推進

○WHO 神戸センターと神戸大学等による共同研究への協力を実施

介護予防事業の対象者選定に用いる「基本チェックリスト」に回答した約8万人のデータやフレイルチェック結果データと、その後の要介護状態との、認知症関連の比較・分析を実施。本市はデータの提供等による協力・連携。

○認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行ったうえで、鑑別診断の紹介など適切な医療介護サービスにつなぐ。

※平成30年度：143件 令和元年12月時点：120件

○認知症カフェ登録事業の推進

認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に参加し、気軽に交際交流や相談等ができる地域に開かれた集いの場を登録・紹介。 ※令和2年1月1日時点：32箇所



○あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練の実施

認知症の人の地域での見守り体制を構築するため、あんしんすこやかセンター単位での声かけ訓練を実施する。

※平成30年度 36センターで実施

令和元年度 45センターで実施予定

(内 新規実施：22センター)



○認知症サポーターの養成

地域全体で認知症の人を見守るため、国が規定する研修を実施し修了者には認知症の人の理解者の証であるオレンジリングを配布。令和元年度は、小売業・金融機関・交通機関等の従業員向けに重点的に認知症サポーター養成講座を実施し、生活圏域に認知症の理解者が増加した。

※令和元年度12月末時点

受講者累計117,343名（うち企業等27,492名、小中学生23,646名）

令和元年度 開催回数 237回（うち企業等 60回、学校 54回）

○高齢者安心登録事業の推進

行方不明などの心配がある在宅高齢者が事前登録を行い、あんしんすこやかセンターや警察等と情報を共有するとともに、行方不明時には電子メールで行方不明発生情報を配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指す。

※平成30年度 登録高齢者：833名、メール配信：26件

令和元年12月末時点 登録高齢者：1,003名、メール配信：19件

3 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の開催状況

(1) 推進委員会開催の趣旨

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第11条に基づく市長の附属機関として、認知症の人にやさしいまちづくりを推進していくための議論並びに事故救済制度の見舞金の給付判定を行う。

『認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の下に設置する部会』

- ・事故救済制度に関する専門部会
- ・認知症初期集中支援事業等運営関連部会
- ・認知症の診断に関する専門部会
- ・事故救済制度に関する給付金判定部会

(2) 開催状況

【神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会】

日時：令和元年12月11日（水）13：30～15：30

議事：報告事項

- ①認知症「神戸モデル」の実施状況について

審議事項

- ①認知症診断助成制度について（専門部会の報告と意見交換）
- ②認知症初期集中支援事業等について（専門部会の報告と意見交換）
- ③意見交換

【認知症初期集中支援事業等運営関連部会】

日時：平成31年4月25日（木）19：30～21：30

議事：報告事項

- ①神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会運営要綱の一部改正について

審議事項

- ①認知症初期集中支援事業の運営と評価について
- ②認知症疾患医療センターの運営と評価について
- ③認知症診断助成制度における診断後支援について

【認知症の診断に関する専門部会】

日時：令和元年10月30日（水）19：30～21：30

議事：報告事項

- ①診断助成制度の実施状況について

審議事項

- ①事故救済制度の給付金（見舞金）支給に係る事故後診断について
- ②軽度認知障害（MCI）と診断された方の経過観察検査（※）について
- ③診断助成制度の精度管理について

【事故救済制度に関する給付金判定部会】

随時開催（非公開）

4 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例

平成 30 年 3 月 30 日
条例第 21 号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項（第6条－第11条）

第3章 補則（第12条－第15条）

附則

神戸市では、昭和 52 年に神戸市民の福祉をまもる条例を制定し、市、事業者及び市民の協働による福祉都市づくりを全国に先駆け推進してきた。

平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、高齢者の見守り活動は、見守り推進員の配置及び地域との更なる連携による展開がなされており、その後、協働・参画 3 条例（神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市民の意見提出手続に関する条例及び神戸市行政評価条例をいう。）の下、活発な地域活動が人と人のつながりを深めてきた。

また、復興プロジェクトとして神戸医療産業都市構想が進められ、日本最大級のバイオメディカルクラスター（高度専門病院、医療関係企業及び研究機関等の集積をいう。）が形成されており、世界保健機関健康開発総合研究センターにおいては、高齢化社会に対応するユニバーサルヘルスカバレッジ（全ての人が適切な健康増進、予防、治療及び機能回復に関するサービスを支払可能な費用で受けられる状態をいう。）の実現に向けた取組が進められている。

このような活動が評価され、平成 28 年 9 月に G 7 保健大臣会合が神戸市で開催された際に、認知症に関する取組が言及された神戸コミュニケが出され、平成 29 年 5 月に世界保健機関総会にて認知症に関する行動計画であるグローバルアクションプランが採択された。

神戸市は、国の認知症施策総合推進戦略（新オレンジプラン）を推進するとともに、この世界的な認知症への取組を実践する中で、市民誰一人として取り残さないとの決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「認知症の人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症（以下単に「認知症」という。）の者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、次に掲げる認知症の人にやさしいまちづくりに関する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、取組を推進するものとする。

- (1) 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- (2) 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、認知症を重要保健課題として位置付け、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、次に掲げる事項に基づく施策を総合的に実施するものとする。

- (1) 社会的認知の向上及び啓発
- (2) リスクの軽減及び予防
- (3) 診断、治療、介護その他支援の充実
- (4) 介護者及び家族への支援
- (5) 科学的根拠の基盤となる情報システムの整備及び充実
- (6) 研究開発の推進

2 前項の施策の策定及び実施に当たっては、認知症の人及びその家族の視点を尊重するとともに、絶えず検証し、及び必要に応じてその内容を見直すものとする。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、認知症の人及びその家族に対する理解を深め、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関との連携により、市と協働して認知症の人にやさしいまちづくりに努めるものとする。

第2章 認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の基本事項

(責務又は役割を踏まえた施策の推進)

第6条 前章の責務又は役割を踏まえ、市、市民及び事業者は、市内の認知症に係る医療及び介護の関係者並びに大学等研究機関と連携し、協働してこの章の取組を行うものとする。

(予防及び早期介入)

第7条 市、市民及び事業者は、世界保健機関並びに神戸医療産業都市に関連する企業、大学及び研究機関等と連携し、又は協力し、次に掲げる事項に係る施策の実施により、認知症の予防及び早期介入を推進するものとする。

- (1) 認知症の早期発見及び早期介入に資する研究に対する介護等の情報提供による協力に関すること。
- (2) 認知症治療薬及び早期診断手法の研究並びに認知症の予防及び介護に関する製品及びサービスの開発支援に関すること。
- (3) 認知症研究等で得られた成果等最新の知見の市民への還元等及び認知症に関する施策への反映に関すること。

(事故の救済及び予防)

第8条 市は、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができるようにするため、市長が定める方法によって認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づく給付金の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項及び次条に定めるもののほか、同項の施策を行うに当たって必要な事項は、市長が定める。
- 3 市、市民及び事業者は、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、移動手段の確保その他の地域での生活支援に努めるとともに、認知症の疑いがある者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4第1項の申請をすることを促進するための取組を推進するものとする。

(個人の市民税の均等割の税率の特例)

第9条 前条第1項の規定に基づく施策を実施するため、次項から第4項までにおいて、個人の市民税の均等割の税率の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。

- 2 平成31年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。
- 3 前項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、次に掲げる経費の財源に充てるものとする。
 - (1) 市長が定める方法によって実施する認知症の診断に係る助成に必要な経費
 - (2) 前号に規定する診断において認知症と診断された者による事故について、第12条の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会の判定に基づき、給付金を支給するために必要な経費
 - (3) 第1号に規定する診断において認知症と診断された者による事故についての賠償責任保険に加入するために必要な経費
 - (4) 前3号に定めるもののほか、事故の救済を実施するに当たって必要な事項として市長が定める経費
- 4 市長は、第2項の規定による加算額に係る収納額に相当する額を適切に管理するため、予算に

定める額を、神戸市民の福祉をまもる条例（昭和 52 年 1 月条例第 62 号）第 53 条の規定により設置された基金に積み立てるものとする。

（治療及び介護の提供）

第 10 条 市は、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターを拠点として認知症に係る相談を推進するとともに、早期受診につながる体制の確立並びに早期診断、適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を行うものとする。

2 市は、認知症の人を支援する医療及び介護に係る人材を確保し、及び資質を向上するため支援体制を充実させるものとする。

（地域の力を豊かにしていくこと）

第 11 条 市、市民及び事業者は、認知症の人が住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けることができるよう、次に掲げる施策を実施し、地域の力を豊かにしていくこととする。

- (1) 地域の実情に応じた効果的な介護予防事業の推進に関すること。
- (2) 認知症の人とその家族が、地域住民や支援を行う者と交流できる環境の整備に関すること。
- (3) 認知症の人が社会での役割又は生きがいを持てるような社会参加の場の提供に関すること。
- (4) 地域包括支援センター単位での声かけ訓練の促進等意識の醸成に関すること。
- (5) 認知症への理解を深める啓発及び行方不明者の早期発見のための情報通信技術を活用した取組等による地域での認知症の人の見守りの推進に関すること。
- (6) 児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育の推進に関すること。
- (7) 認知症の人の判断能力に配慮した成年後見等の権利擁護の取組の推進に関すること。

第 3 章 條則

（委員会）

第 12 条 市は、認知症の人にやさしいまちづくりの推進及び評価について調査審議し、並びに第 8 条第 1 項の判定をするため、市長の附属機関として、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、20 人以内の委員で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、地域活動団体の関係者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（議会への報告）

第 13 条 市長は、毎年度、認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

(財政上の措置)

第 14 条 市は、この条例の目的を達成するため、第 9 条に定めるものほか必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 10 日条例第 16 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例目次の改正規定、同条例第 8 条第 1 項の改正規定（「第 11 条」を「第 12 条」に改める部分に限る。）、同条例第 14 条を同条例第 15 条とする改正規定、同条例第 13 条の改正規定、同条例第 13 条を同条例第 14 条とする改正規定、同条例第 12 条を同条例第 13 条とし、同条例第 9 条から同条例第 11 条までを 1 条ずつ繰り下げる改正規定及び同条例第 8 条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 第 1 条の規定による改正後の神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例第 8 条第 1 項の規定（以下「新規定」という。）に基づく給付金の支給その他必要な施策については、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前に新規定の例により認知症と診断された者に関しても講ずるものとする。

3 新規定に基づく給付金の支給その他必要な施策は、施行日以後に発生した事故について講ずるものとする。

(準備行為)

4 市長は、施行日前においても、新規定に係る認知症の診断の方法を定めることその他の新規定の施行に必要な準備行為をすることができる。